



平成30年分 確定申告 受付初日提出の御礼

所得税の確定申告について、昨年より2月18日の「受付初日提出」を目標に取り組んできました。皆さまにご協力いただき誠にありがとうございました。

来年の確定申告も引き続きご協力の程お願い申し上げます。確定申告が必要な方は「給与を1か所から受けていて、給与所得・退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方」等、給与所得者でも申告が必要な場合があります。その他全7項目あり、該当する場合は確定申告が必要となりますので再度ご確認をお願いいたします。

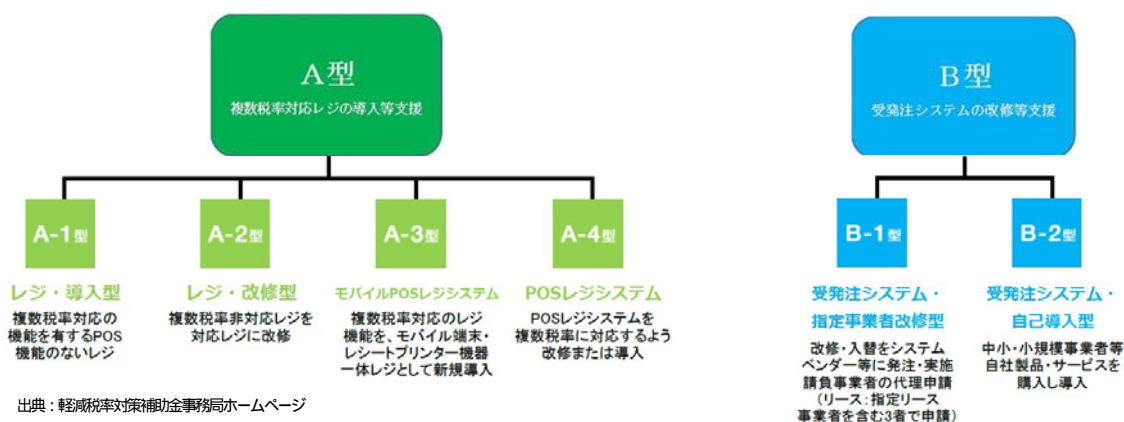


改正消費税への対応 ～ 補助金の活用 ～

今年10月より開始される改正消費税に伴い、軽減税率制度(複数税率)への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方には、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等を行う際(リースによる導入も補助対象となります。)に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度があります。

対象範囲が下記の様に分類されますのでご確認いただき、補助金申請が必要な場合は期限内にシステムの導入・改修、各種申請をお願いいたします。

【軽減税率対策補助金の2つの申請類型】



◎対象製品の導入期間(補助対象期間):2016年3月29日～2019年9月30日の間に導入・支払を完了したもの

A型

◎補助金交付申請の受付期間:2016年4月1日～2019年12月16日(消印有効)

◎交付申請書類提出期限:2019年6月28日(消印有効) ⇒ 交付決定を受ける

B型

⇒ 2019年9月30日までに導入・支払完了 ⇒ 事業完了報告書提出期限:2019年12月26日(消印有効)

家族信託①

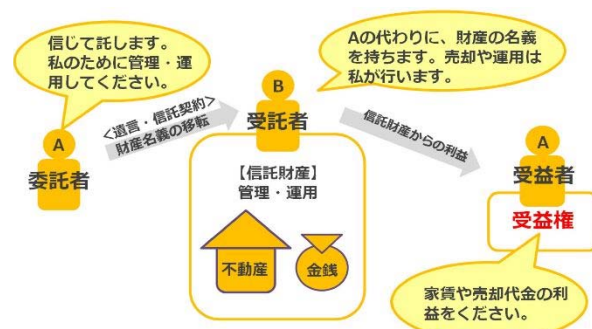
家族信託

をご存知ですか？



そもそも信託とは？

- ① 自身（＝**委託者**）の財産を、
 - ② 信頼できる人（＝**受託者**）に託し、
 - ③ 家賃等の利益をもらう人（＝**受益者**）のために
 - ④ 特定の目的に従って、**管理・処分**してもらう
- 財産管理の手法です。



例えば・・・

皆様が持つアパートを信託すると、
財産の名義が形式的に「受託者」に移ります！

あらかじめ認知症や判断能力の低下に備えて、
受託者が代わりに不動産の売却や資産組み換えを
実行させていくができます！

受託者に信託しているアパートは家賃が発生しますよね？
その家賃は、預けている方（委託者兼受益者）の財産です。

***あくまで預けているだけなので、**

贈与税は発生しません。



最近では特に認知症対策でこの家族信託を利用するケースが増えております。

がんになる確率は現在2人に1人といわれておりますが、認知症の場合、65歳以上で4人に1人といわれていることは意外と知られていないようです。

認知症による資産凍結額は200兆円になるという事実からもこれから家族信託が活用されていくケースが増えてくることが予想されます。

（斉藤直人）

税金・会計 Q&A

Q 簡単！財務分析① 変動費と固定費

会社の費用は、「変動費」と「固定費」に分けることができます。

1. 変動費とは？

変動費とは、売上の増減に比例して変動する費用のことです。

例えば、売上の増加に伴って増える仕入の費用などが代表的な例です。

具体例：仕入高、外注費、消耗品費など

2. 固定費とは？

固定費とは、売上の増減とは関係なく、一定額が発生する費用のことです。売上が上がるかどうかにかかわらず、必ず支払わなければならない一定額の費用です。

具体例：地代家賃、リース料、水道光熱費、減価償却費、保険料、人件費など

3. 変動費と固定費の区分は、会社によって変わります。

上記に変動費と固定費の具体例を挙げましたが、一般的には「固定費」に分類されるものも、会社によっては、変動費に分類する必要があるものもあります。

例えば、人件費は一般的には固定費に分類されますが、繁忙期だけ、採用する派遣社員やアルバイトの給料や残業手当などは変動費と捉えることもできます。このように費用の区分は、業種・業態を考慮して区分する必要があります。

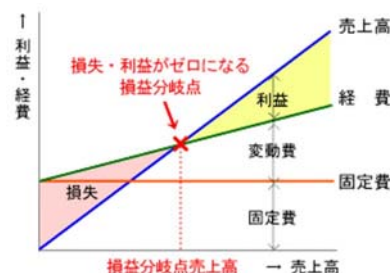


Q 簡単！財務分析② 損益分岐点売上高

上記の変動費・固定費と「売上高」を使って、「損益分岐点売上高」を算出することができます。

1. 損益分岐点売上高とは？

損益分岐点売上高とは、その名の通り「損」と「益」の分岐点となる売上高です。この分岐点より売上が多くなれば黒字となり、少なくなれば赤字です。損益分岐点売上高を知ることによって、どのぐらい売上があれば、黒字になるのか、把握することができます。



2. 損益分岐点売上高の計算方法

損益分岐点売上高は、次の算式で計算します。

損益分岐点売上高 = 固定費 ÷ 限界利益率 (限界利益率 = 限界利益 ÷ 売上高)

< 例示 >

売上高 : 100

変動費 : 70

限界利益 : 30 = 売上高 - 変動費

限界利益率 : 30% = 限界利益 ÷ 売上高

固定費 : 60

営業利益 : 30 = 限界利益 - 固定費

損益分岐点売上高

= 固定費 60 ÷ 限界利益率 30% = 200

左記の会社が赤字を解消するためには、最低200の売上が必要ということになります。

この会社は売上が200を超えれば黒字に転じます。ただし、売上の確保が難しい場合は、限界利益率の引き上げや固定費の削減を検討して黒字化を目指すことになります。

(橋本健治)

平成31年3月期以降の改正事項

平成31年3月期以降の法人の決算に関する改正事項をお知らせします。

① 法人税の適用税率

平成30年4月1日以後に開始する事業年度について下の通り改正されます。

対 象		現 行	H30. 4. 1以後 開始事業年度
中小法人等	年800万円以下の部分	15.0%	15.0%
	年800万円超の部分	23.4%	23.2%
中小法人以外の普通法人		23.4%	23.2%

② 繰越欠損金の繰越期間が10年へ

各事業年度が開始する日の前9年以内に開始した事業年度で、青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金額は、その各事業年度の所得金額の計算上損金の額に算入されますが、平成30年4月1日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額の繰越期間は10年となります。

③ 地方法人税・法人住民税の税率

平成31年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人税は税率引き上げ、法人住民税(法人税割)は税率引き下げとなります。

消費税率の引き上げ時期に合わせた改正となります。

【地方法人税および法人住民税の適用税率(標準税率)】

区分	税目	H28. 4. 1～ H31. 9. 30 までに開始する事業年度	H31.10.1以後に 開始する事業年度
国税	地方法人税	4.4%	10.3%
地方税	都道府県民税	3.2%	1.0%
	市町村民税	9.7%	6.0%



(北原隆幸)

職員コラム ～ 家事と仕事 ～ 今澤 有紀子

初めまして、昨年10月に入所いたしました今澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

入所するまで10年ほどは専業主婦、会計の仕事はほぼ未経験、小学生と保育園児の二人を子育て中、というわけで目下仕事と家庭との両立に絶賛格闘中です。

まず仕事帰りに保育園のお迎え、そのまま台所へ・・・そして朝出かける前にやり残した食器の片付けをし、



夕食づくり、子供とお風呂のあとは主人と交代で寝かしつけ。洗濯物をたたみ、夜の食器洗いはその都度出来る方がおこない、朝は主人が洗濯物を干し、私は少しだけ会計の勉強と朝ごはんの準備、保育園へ送り迎え、その他にも地域やPTA活動の参加、子供の宿題を一緒に見たり・・・。

時間とお金は有限ですので、効率よくスマートにとは思いつつ、夜はついお惣菜を購入、洗い物は面倒で後回しに、「掃除も忘れてはいけません!」と思いながらも結局、「散らかっているけどまあいいか(笑)」となってしまう、慌ただしい日々を過ごしております。思えば私の両親も共働きでした。どうやって家事と仕事をまわしていたのか・・・。

タイムスリップ出来るなら、ぜひその当時の様子を見たいものです。

